

公共サービス改革法に基づく「永田町合同庁舎の管理・運営業務における

民間競争入札 一式」の落札者決定に伴う契約の締結について

平成24年5月30日
内閣府

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「永田町合同庁舎の管理・運営業務における民間競争入札 一式」については、平成24年3月12日に開札を行い、落札者を決定し、次のとおり契約を締結しましたので公表します。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

東京都千代田区丸の内2-7-3

アズビル株式会社

代表取締役社長 曾禰 寛純

東京都渋谷区渋谷2-15-1

株式会社ライジングサンセキュリティサービス

代表取締役 八木 均

大阪府吹田市南金田2-12-1

株式会社ビケンテクノ

代表取締役社長 梶山 龍誠

東京都台東区台東3-18-3

エス・イー・シーエレベーター株式会社

代表取締役 鈴木 孝夫

東京都江戸川区東葛西1-16-3

株式会社イゾイ

代表取締役 井副 興朗

2 契約金額

91,350,000円（消費税額及び地方消費税額4,350,000円）

3 契約期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 管理・運営業務に係る委託業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 対象公共サービスの内容

【対象施設の概要】

名称 永田町合同庁舎

住所 東京都千代田区永田町1-11-39

【業務対象】

建築、電気設備、機械設備等に係る管理業務

清掃業務

執務環境測定業務
施設警備業務
総括管理業務
エネルギー管理業務

**5 国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ
確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置**

(1) 報告等について

業務計画書の作成と提出

業務報告書の作成と提出

(2) 内閣府による調査への協力

内閣府は、請負事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、請負事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は請負事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする内閣府の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを請負事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

内閣府は、請負事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、請負事業者に対し、法第27条に基づき、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

請負事業者は、本業務に関して内閣府が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。請負事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 業務の引継ぎ

①請負事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。

②本業務を実施する民間事業者の変更があった場合には、請負事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。

この場合、請負事業者は、業務引継資料等を作成の上、内閣府に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

(6) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

(ア)請負事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ)請負事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、内閣府の承認を受けなければならない。

②公正な取扱い

(ア)請負事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

(イ)請負事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

請負事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

請負事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

請負事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

請負事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥安全衛生

請負事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等

請負事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

請負事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、内閣府の承認を受けなければならない。

⑩再委託の取扱い

(ア) 請負事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行うことができるのは、原則としてあらかじめ企画書に、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載した場合とする。

(ウ) 請負事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで内閣府の承認を受けなければならない。

(エ) 請負事業者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は請負事業者と同様の義務を負うものとする。

⑪契約解除

内閣府は、請負事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき

(イ) 法第14条2項3号又は第15条において準用する法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき

(ウ) 契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき

(エ) 上記(ウ)に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

(オ) 法律又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

(カ) 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

(キ) 請負事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

(ク) 暴力団を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

(ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑫契約解除時の取扱い

- (ア) 上記5.(6)⑪に該当し、契約を解除した場合には、内閣府は請負事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- (イ) この場合、請負事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として内閣府の指定する期間内に納付しなければならない。
- (ウ) 内閣府は、請負事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 内閣府は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- (オ) 不可抗力免責、危険負担
請負事業者は、上記事項にかかわらず、請負事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅延したり不能となった場合は責任を負わない場合がある。この場合、発注者と協議するものとする。

⑬契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、請負事業者と内閣府が協議するものとする。

6 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任

契約を履行するにあたり、請負事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 内閣府が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、内閣府は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存する場合は、内閣府が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であつて、当該損害の発生について内閣府の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は内閣府に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

7 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

(1) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

①民間事業者の責務等

- (ア) 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (イ) 法第54条の規定により、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- (ウ) 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- (エ) 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

②会計検査について

民間事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は内閣府を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。